

柴田町公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月8日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第5号

柴田町公民館条例の一部を改正する条例

柴田町公民館条例（平成17年柴田町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2 別記1	別表第2 別記2

別記 1 (改正後)

別表第 2 (第 8 条関係)

船岡生涯学習センター、船迫生涯学習センター、船岡公民館、船迫公民館及び西住公民館

1 各室使用料

名称	時間帯 室名	午前	午後	夜間
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
西住公民館	ホール	(略)	(略)	(略)
	会議室	(略)	(略)	(略)
	大会議室	630円	730円	940円

2 (略)

備考

1～5 (略)

別記 2 (改正前)

別表第 2 (第 8 条関係)

船岡生涯学習センター、船迫生涯学習センター、船岡公民館、船迫公民館及び西住公民館

1 各室使用料

名称	時間帯 室名	午前	午後	夜間
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
西住公民館	ホール	(略)	(略)	(略)
	会議室	(略)	(略)	(略)
	和室 1	630円	730円	840円
	和室 2	630円	730円	840円
	創作室	630円	730円	940円
	調理実習室	630円	730円	940円

2 (略)

備考

1～5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。